

### 3. 下水道事業の国庫補助制度

---

# (1) 下水道の補助制度

下水道法第34条 — ○下水道の設置又は改築に対して補助できることを規定

下水道法施行令第24条の2 — ○主要な管渠、終末処理場等の補助率を規定

・公共下水道：管渠1/2、処理場1/2又は5.5/10

・流域下水道：管渠1/2、処理場1/2又は2/3

○主要な管渠の範囲は、管渠の口径、下水排除面積、下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めること規定

告示 — 【終末処理場】

○門、さく、へいその他これらに類する施設を補助対象としないことを規定

○用地、流入下水のポンプ施設、管理棟、覆がい施設、調査、測量、試験、設計については、補助率を1/2にすることを規定

【管渠】

○基本的となる主要な管渠の範囲を「別表」により規定

・「別表」は、合流式、分流汚水、分流雨水ごとに、指定都市、一般市、町村等の市町村の規模に応じて、主要な管渠の範囲を設定

・分流汚水の一般市、町村については、高度処理の実施の有無、水質汚濁防止法や湖沼水質保全特別措置法等の指定地域であるか否か、上水道の取水口より上流に位置するか否かなど、水質保全上の重要性等を勘案し、第1種、第2種、第3種に区分して、主要な管渠の範囲を設定

○総合的な浸水対策、総合的な地震対策、合流式下水道の緊急改善、公共下水道の重点的かつ早急な整備等、国として重点的に支援する必要があるものに係る主要な管渠については、別に定めることなどを規定

※上記のほかに、国として重点的に支援する必要があるもの等について、各種事業制度により補助を行っている。

# (1) 下水道の補助制度

○下水道事業への国庫補助については、下水道法にて設置・改築に補助を行うことができること、政令にて主要な管渠・終末処理場の補助率、主要な管渠の定め方を定め、告示にて具体的な主要な管渠等を定めている。

## 下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

## 下水道法施行令第24条の2

法第34条の規定による国の方公共団体に対する補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 公共下水道の設置又は改築に要する費用(第三号に掲げる費用を除く。) 次に掲げる費用の区分に応じ、それに定める額
  - イ 公共下水道(特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道(以下この項において「特定公共下水道」という。)を除く。)の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用(国土交通大臣が定める費用を除く。) 当該費用の額に2分の1(終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、10分の5.5)を乗じて得た額  
□ 略
  - 二～四 略
- 2 前項第一号に規定する主要な管渠の範囲は、公共下水道を合流式と分流式とに区分して、管渠の口径、予定処理区域又は予定排水区域の面積、当該管渠の下水排除面積又は下水排除量を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

## (2) 補助率の変遷

○下水道事業を含む公共事業においては、平成4年に補助率の恒久化が閣議了解されている。

- ✓ 公共事業等の補助率等の取扱いについて(平成4年12月21日閣議了解) 抄

公共事業に係る補助率等については、臨時行政改革推進審議会答申等を踏まえ、  
体系化・簡素化等の観点から、直轄事業にあっては2／3、補助事業にあっては1／2を  
基本として恒久化することとし、平成5年度から適用する。

- ✓ 下水道事業については、国の施策としての重要性・緊急性、受益範囲等を勘案し、以下の通り設定。

- ✓ 下水道事業の補助率の変遷

補助率恒久化

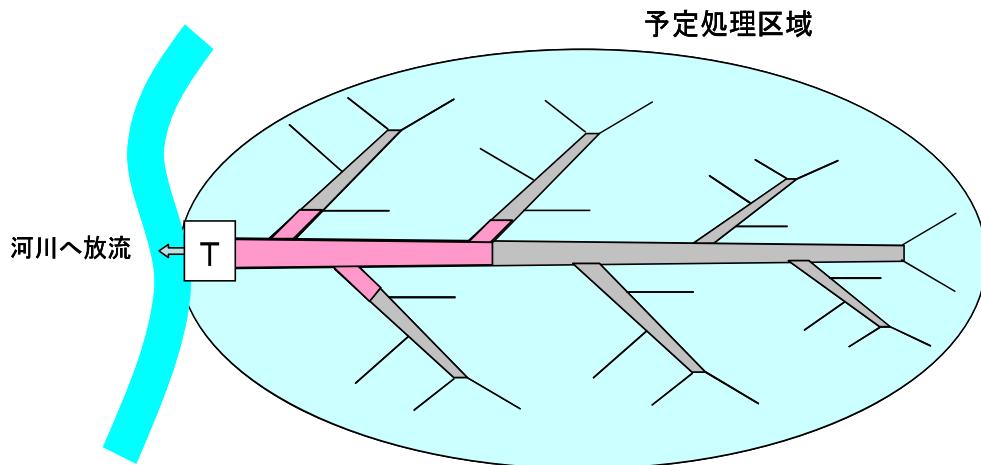


事業区分	施設区分	S59まで	S60	S61	S62～H2	H3～H4	H.5～
公共下水道	管きよ等	6/10	5.5/10	1/2	1/2	1/2	1/2
	処理施設	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10	5.5/10
流域下水道(第1種)	管きよ等	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10	1/2
	処理施設	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10	2/3
流域下水道(第2種)	管きよ等	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10	第1種と統合
	処理施設	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10	

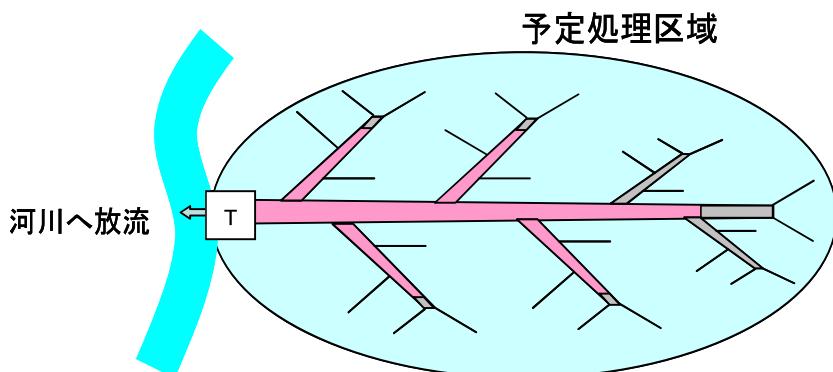
### (3) 基本的な補助対象

- 公共下水道の補助対象は、「主要な管渠、終末処理場(門、さく、へいを除く)」(及びこれらを補完する施設)の設置又は改築に要する費用。
- 主要な管渠の範囲は、管渠の口径と下水排除面積(又は排除量)の大きさに基づいて設定。(告示の「別表」により、基本となる具体的な範囲を設定。)
- 告示の「別表」においては、都市の規模が小さくなるほど補助対象範囲が広くなるように設定。

大規模な都市の主要な管渠の範囲のイメージ



町村の主要な管渠の範囲のイメージ



大規模な都市の「別表」の例 (分流式汚水 指定都市(甲))

指定都市(甲)

予定処理区域の面積 (ha)	口径 (mm)	下水排除量 (m <sup>3</sup> /日)
50未満	300以上	150以上
50以上 100未満	300以上	200以上
100以上 250未満	300以上	250以上
250以上 500未満	300以上	300以上
500以上 1000未満	300以上	400以上
1000以上 2000未満	350以上	600以上
2000以上 3000未満	350以上	1200以上
3000以上	350以上	2400以上

町村の「別表」の例 (分流式汚水 町村)

町村第1種

予定処理区域の面積 (ha)	口径 (mm)	下水排除量 (m <sup>3</sup> /日)
面積によらず	300以上	2以上

町村第2種

500未満	300以上	2以上
500以上	300以上	3以上

町村第3種

250未満	300以上	2以上
250以上	300以上	3以上

# (4) 「別表」の市町村区分の変遷

	昭和59年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成15年	平成30年	
合流式下水道	指定都市 口径:1,200mm以上 下水排除面積 :10ha以上	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市(甲) 指定都市(乙)	指定都市(甲) 指定都市(乙)	口径:2,000mm以上 下水排除面積:40ha以上 口径:2,000mm以上 下水排除面積:40ha以上
	一般都市 口径:600mm以上 下水排除面積 :1.0ha以上	一般市 町村	一般市 町村	一般市 町村	一般市 町村	一般市 町村	口径:350mm以上 下水排除面積:0.3ha以上 口径:300mm以上 下水排除面積:0.1ha以上
分流式下水道(污水)	指定都市 口径:350mm以上 下水排除量 :400m3/日以上	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市(甲) 指定都市(乙)	指定都市(甲) 指定都市(乙)	口径:300mm以上 下水排除量 :150m3/日以上 口径:300mm以上 下水排除量 :100m3/日以上
	一般都市 口径:300mm以上 下水排除量 :150m3/日以上	一般市(甲)	一般市(甲)	一般市(甲)	一般市(甲) 第1種 第2種 第3種	一般市(甲) 第1種 第2種 第3種	口径:300mm以上 下水排除量 :15m3/日以上 口径:300mm以上 下水排除量 :20m3/日以上 口径:300mm以上 下水排除量 :25m3/日以上
		一般市(乙)	一般市(乙)	一般市(乙)	一般市(乙) 第1種 第2種 第3種	一般市(乙) 第1種 第2種 第3種	口径:300mm以上 下水排除量 :5m3/日以上 口径:300mm以上 下水排除量 :10m3/日以上 口径:300mm以上 下水排除量 :15m3/日以上
			一般市(丙)	一般市(丙)	一般市(丙) 第1種 第2種 第3種	一般市(丙) 第1種 第2種 第3種	口径:300mm以上 下水排除量 :2m3/日以上 口径:300mm以上 下水排除量 :2m3/日以上 口径:300mm以上 下水排除量 :3m3/日以上
		町村	町村	町村	町村 第1種 第2種 第3種	町村 第1種 第2種 第3種	口径:300mm以上 下水排除量 :2m3/日以上 口径:300mm以上 下水排除量 :2m3/日以上 口径:300mm以上 下水排除量 :2m3/日以上
			過疎市町村	過疎市町村	過疎	過疎	口径:300mm以上 下水排除量 :2m3/日以上
分流式下水道(雨水)	指定都市 口径:1,200mm以上 下水排除面積 :10ha以上	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市(甲) 指定都市(乙)	指定都市(甲) 指定都市(乙)	口径:1,200mm以上 下水排除面積:10ha以上 口径:1,200mm以上 下水排除面積:10ha以上
	一般都市 口径:600mm以上 下水排除面積 :1.0ha以上	一般市及び町村	一般市及び町村	一般市	一般市 町村	一般市 町村	口径:300mm以上 下水排除面積:1.0ha以上 口径:300mm以上 下水排除面積:0.5ha以上
			過疎市町村	過疎市町村	過疎	過疎	口径:300mm以上 下水排除面積:0.2ha以上

※数値については、当該都市規模の中で予定処理(排水)区域面積が最も小さい場合に補助対象となる主要な管渠を示している。  
 なお、上記の表については、第5次下水道財政研究会以降の変遷について示している。

## (5) 「別表」以外の告示における補助対象

○告示の「別表」において補助対象とならない管渠であっても、国として重点的に支援する必要があるもの等について、別途、主要な管渠の設定を行っている。

主な施策	告示における規定	別に定める主要な管渠
総合的な浸水対策	6 四 総合的な浸水対策を講ずるため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。	『下水道浸水被害軽減総合事業』 ・指定市にあっては下水排除面積1ha以上、一般市にあっては0.5ha以上、町村にあっては0.25ha以上、過疎市町村にあっては0.1ha以上の貯留・排水施設 等
総合的な地震対策	6 五 総合的な地震対策を講ずるため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。	『下水道総合地震対策事業』 ・防災拠点、避難地、要配慮者関連施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業 ・緊急輸送路、避難路、軌道、河川の下に埋設されている管渠の耐震化事業 等
合流式下水道の緊急改善	6 六 合流式下水道を緊急に改善するため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。	『合流式下水道緊急改善事業』 ・きょう雜物等の除去施設 ・雨水貯留施設 ・遮集管渠 ・分流化に係る管渠
公共下水道の重点的かつ早急な整備	6 八 公共下水道を重点的かつ早急に整備するため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。	『下水道整備推進重点化事業』 ・重点アクションプランに位置付けられた汚水に係る管渠について、交付対象の市町村区分を格下げ（交付対象管渠を拡大）
汚水処理の衛生処理システムの概成後の污水管渠の維持更新	6 十一 汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠の維持更新（管渠の排除能力又は水質改善機能の増強を伴わないものに限る。）のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。	—

### 【平成14年6月25日：経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（閣議決定）】

- ・国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目処に結論を出す。
- ・国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革行程を含む改革案を今後一年以内を目処に取りまとめる。

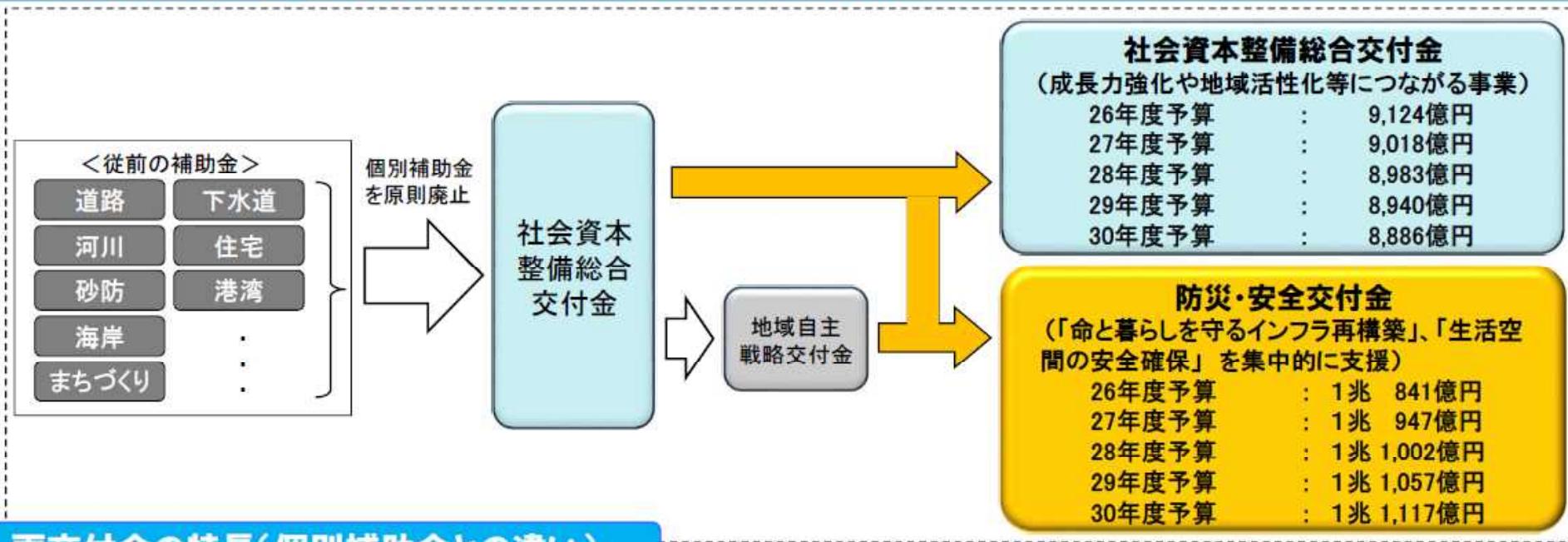
## (6) その他の補助対象等

○告示において補助対象とならない下水道施設であっても、国として重点的に支援する必要があるもの等については、補助対象の拡充等を行っている。

主な事業制度	事業の概要	補助対象拡大等の内容(例)
下水道ストックマネジメント支援制度	計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図る。	・「下水道ストックマネジメント計画」の策定を支援するとともに、施設の改築に対する補助を「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定
下水道広域化推進総合事業	下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進する。	・下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定 ・屎受入施設の整備 等
下水道エネルギー・イノベーション推進事業	下水道の有する資源・エネルギーの有効活用に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止に貢献する。	・下水道資源の有効利用に係る計画策定 ・下水熱の利用するための熱交換施設、送水施設、ポンプ施設の整備 ・下水汚泥と他のバイオマスを集約処理し、バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するための消化施設、消化ガス利用施設の整備 ・渴水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設、緊急的処理水送水施設等の整備 等
新世代下水道支援事業	良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的とした事業を推進する。	・下水処理水を再生水として利用するための処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設の整備 ・雨水流出抑制や地下水涵養を図るために雨水貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造、雨水流出抑制施設の設置 ・雨水渠や都市下水路等を活用した良好な水辺空間を整備するための、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巣ブロック等の整備 等

## (7) 交付金制度

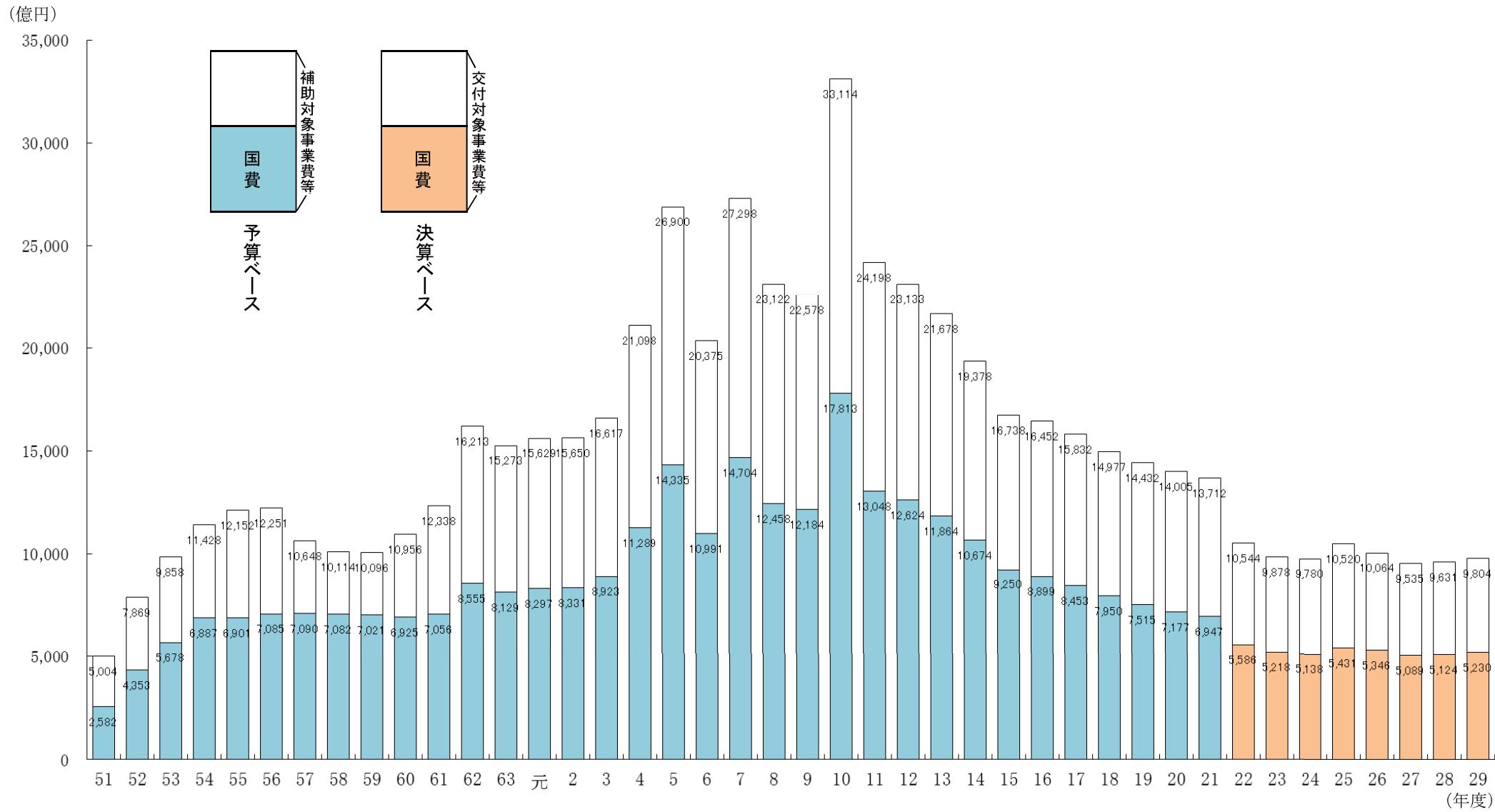
- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



### 両交付金の特長(個別補助金との違い)

- ◇ これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化。
- ◇ 交付対象となる基幹事業(道路、河川等の16事業)の要件(内容や規模等)は交付要綱に規定。
- ◇ 地方公共団体は、計画期間内における事業等の実施により実現しようとする計画の目標を設定し、「社会資本総合整備計画」を作成。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、公表。
- ◇ 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能。
- ◇ 基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。

# (8) 下水道事業予算の推移



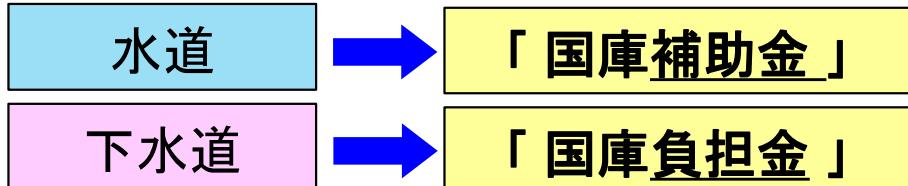
(注) 1. 17年度以降は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（旧・汚水処理施設整備交付金）の実績額を含む。

2. 21年度以前は、国土交通省下水道部が当該年度に配分した国費（補正予算を含む）の集計値である。

3. 22年度以降は、地方公共団体が当該年度に執行した国費の集計値である。

4. 24年度以降は、沖縄振興公共投資交付金及び東日本大震災復興交付金等の実績額を含む。

- 地方財政法上、地方公共団体の経費に対する国の支援には、国が地方に対して恩恵的、支援的に交付する「国庫補助金」と、国が当然の義務として負担する「国庫負担金」に区分されている。
- 水道は「国庫補助金」、下水道は「国庫負担金」と整理されており、国費の性格が異なる。



## ■ 地方財政法

(国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費)

### 第十条の二

地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費

二 (略)

三 重要な都市計画事業に要する経費

四～六 (略)

(補助金の交付)

### 第十六条

国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して補助金を交付することができる。

## ■ 地方財政法逐条解説

### 第十条の二

- ・「負担金」とは、恩恵的ないわばくれてやる金ではなく、国と地方公共団体とに密接な関連をもつ事務について、共同責任という観点から国が義務的に支出すべきいわゆる割り勘的な経費である。
- ・国が負担すべき経費については、第十一條の規定により、その種目、算定基準及び負担割合を法律又は制令で定めなければいけないこととなっている。

### 第十六条

- ・ここでいう補助金は、国と地方の負担区分に基づいて国が地方公共団体に支出する負担金とはその性質をまったく異にするものである。
- ・すなわち、負担金は、国がいわば割勘的に当然の義務として負担するものであるのに対し、補助金は、国が地方公共団体に対しいわば恩恵的ないし援助的に交付するものであるといえる。

## 4. 下水道事業の財政状況

---

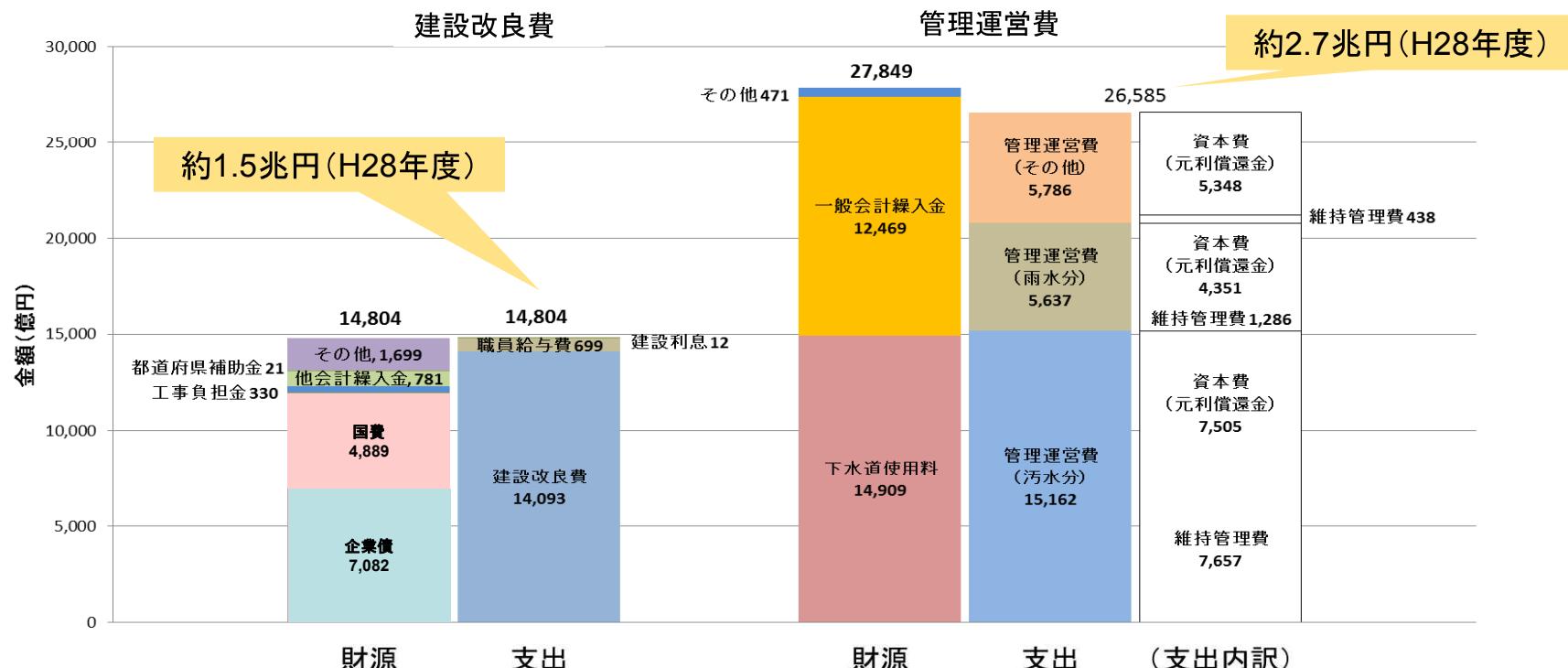
# (1) 下水道事業の財源(収入)と支出

## ○建設改良費

- 支出の総額は約1.5兆円。
- 財源(収入)は、企業債が約0.7兆円(約48%)、国費が約0.5兆円(約33%)と多くを占めている。

## ○管理運営費

- 支出の総額は約2.7兆円(汚水分(基準内繰入を含む)約2.1兆円(約79%)、雨水分約0.6兆円(約21%))。
- 財源(収入)は、下水道使用料が約1.5兆円(約54%)、一般会計繰入金が約1.2兆円(約45%)となっている。



出典:平成28年度地方公営企業決算状況調査(総務省)をもとに作成(四捨五入の関係で合計が合わない場合がある)

### 【建設改良費】

※公共下水道事業(特環、特公を含む。)及び流域下水道を対象としている。

※建設改良費のうち流域下水道建設費負担金については、二重計上を防ぐため控除している。

### 【管理運営費】

※公共下水道事業(特環、特公を含む。)を対象としているが、管理運営費の中には流域下水道管理運営費負担金も含まれている。

※財源の「その他」は、国庫補助金、都道府県補助金、受取利息及び配当金、雑収入、その他である。

※財源の「一般会計繰入金」は、地方公営企業法適用事業(収益的収入分)、法非適用事業(収益的収入、資本的収入-建設改良費充当分)の合計額である。

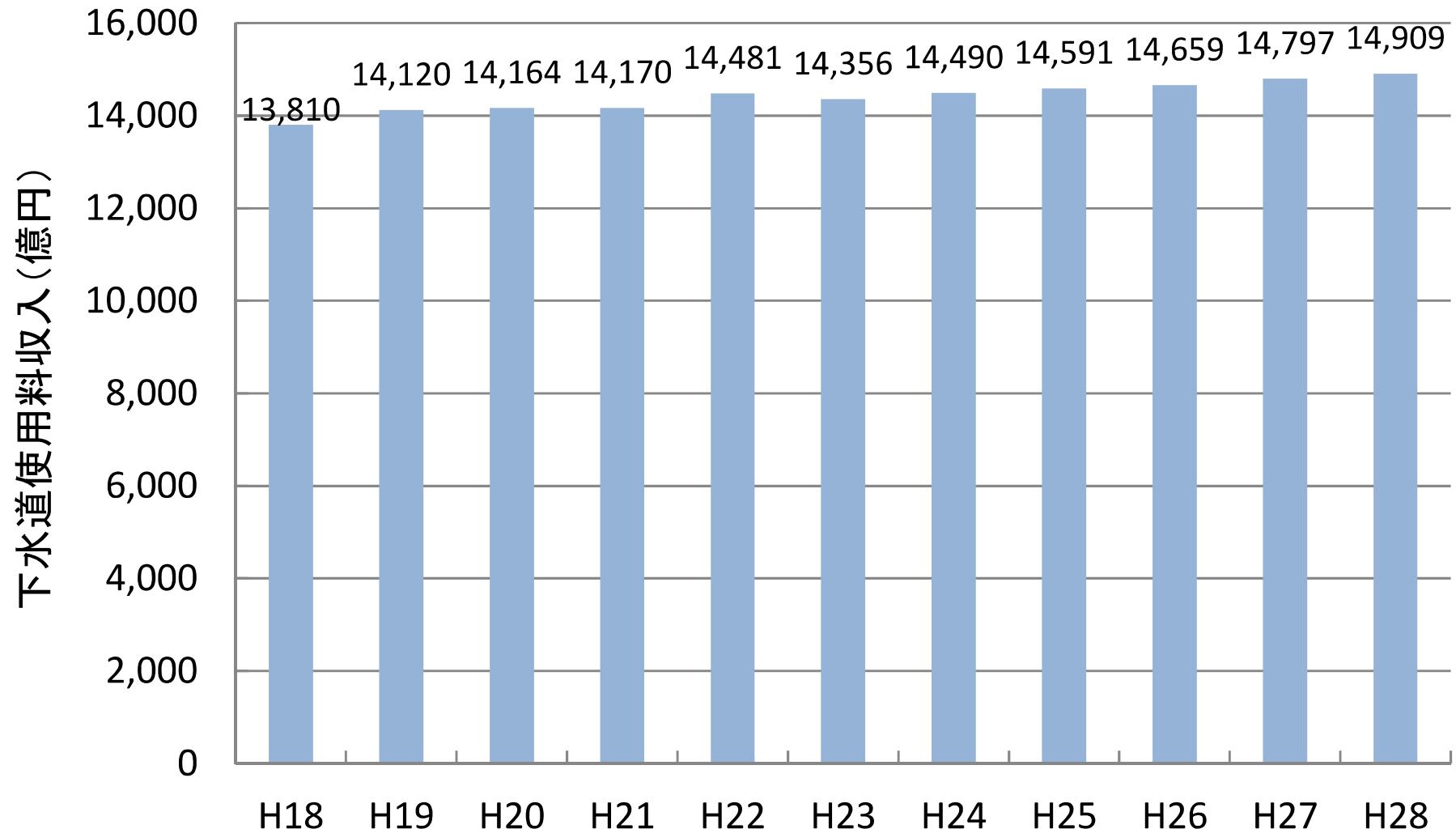
※支出の「管理運営費」には、流域関連市町村から流域下水道事業に支払われる流域下水道管理運営費負担金を含む。

※支出の「管理運営費(その他)」は、分流式下水道等に要する経費、高資本費対策経費、高度処理費、水質規制費、水洗便所等普及費等である。

※資本費は、長期前受金戻入見合いの減価償却費を控除している。

## (2) 下水道使用料収入の推移

○下水道使用料収入は増加傾向である。

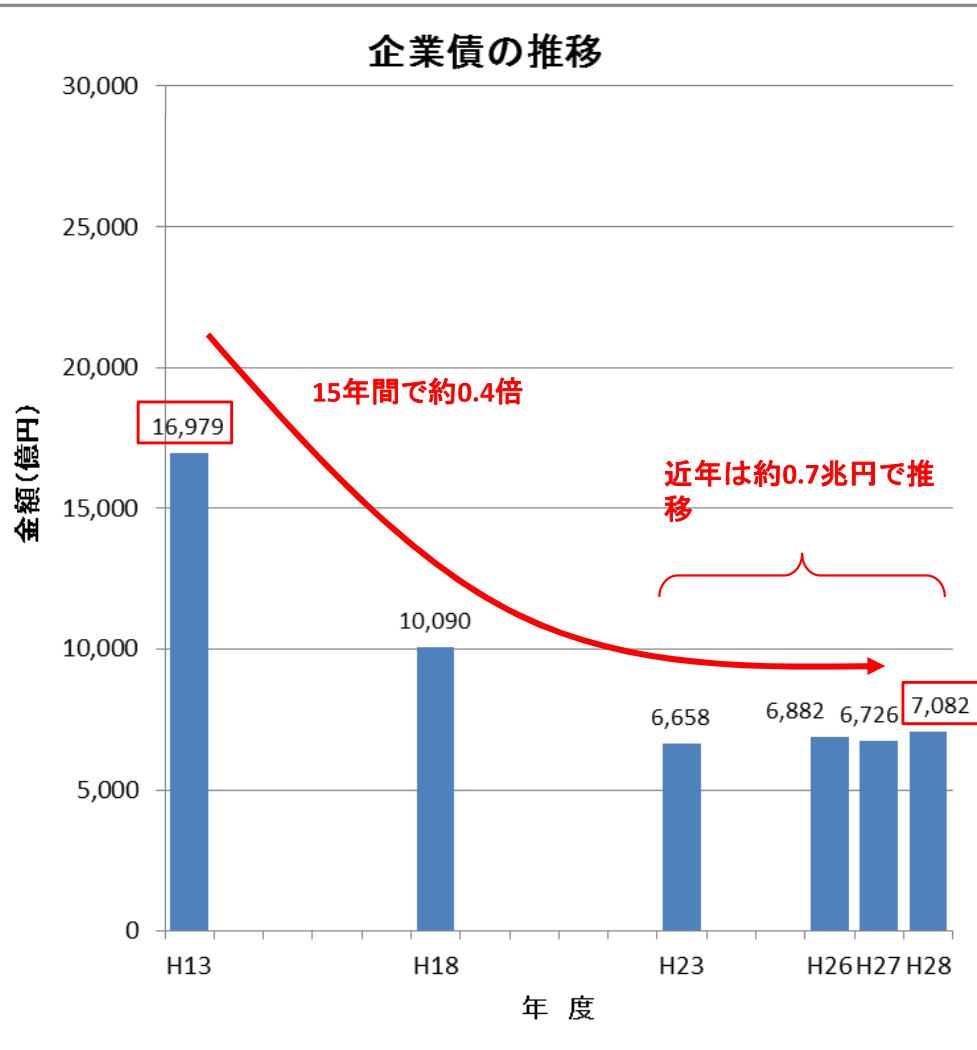


出典:地方公営企業年鑑(総務省)をもとに国土交通省作成  
※公共下水道事業(特環、特公を含む)を対象としている。

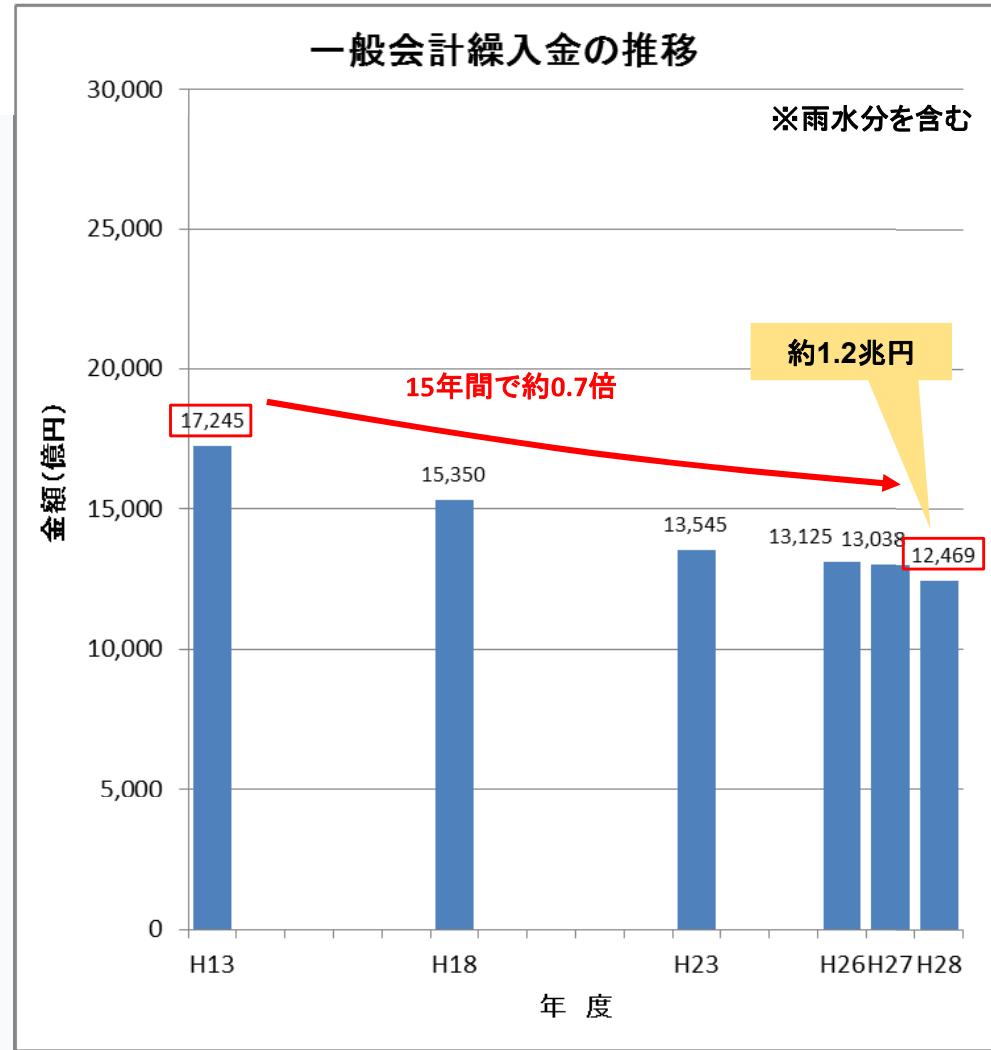
### (3) 建設改良費及び管理運営費の主な財源の推移

○「企業債」「一般会計繰入金」ともに減少傾向であり、近年はほぼ同額で推移。

〈建設改良費〉



〈管理運営費〉



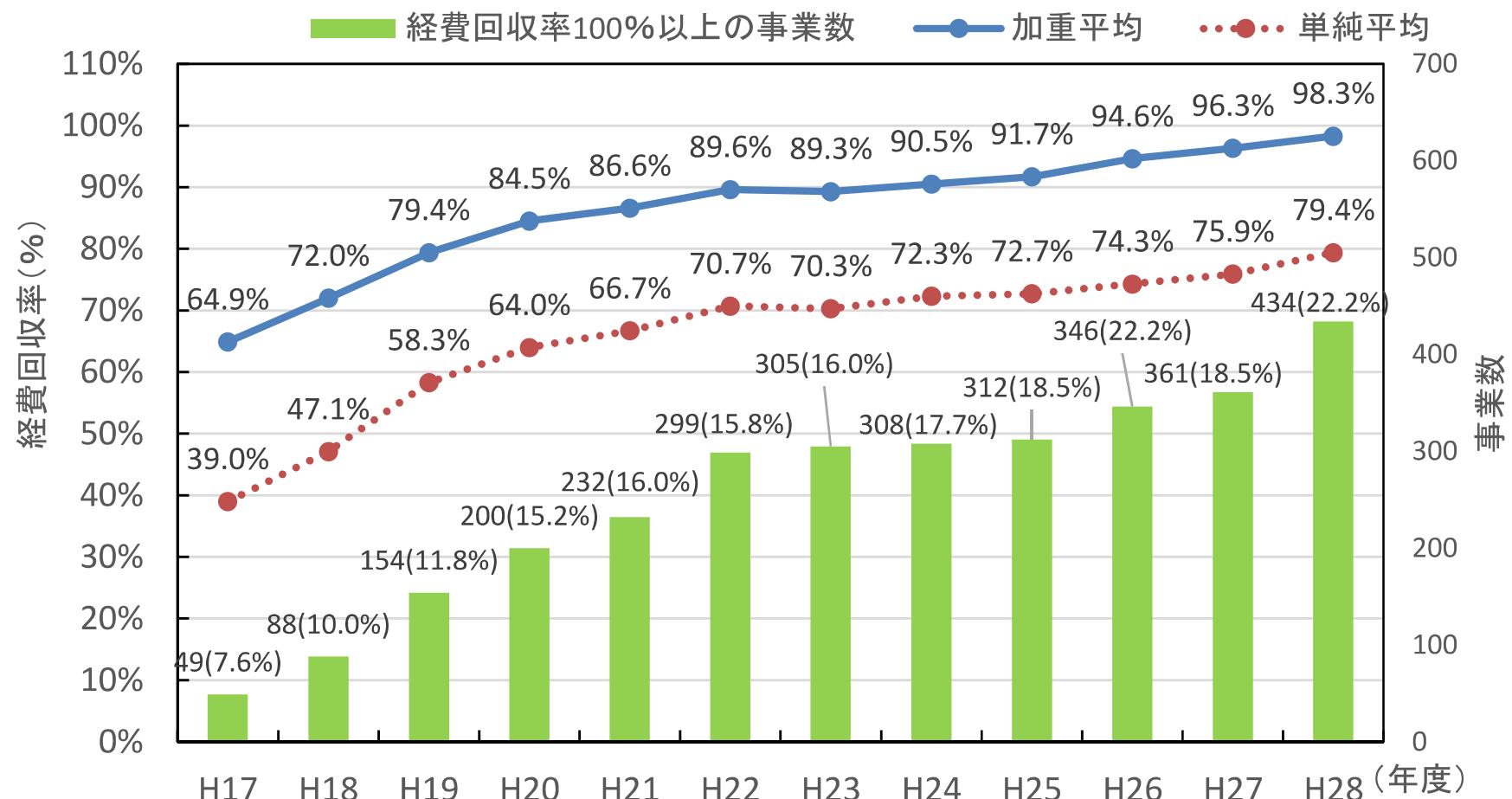
(出典)地方公営企業年鑑(総務省)をもとに作成

企業債及び一般会計繰入金の推移(平成13~28年度)

## (4) 経費回収率の推移

- 下水道事業の経費回収率は、全国ベースでは近年、改善が図られており、加重平均では98.3%(平成28年度)。
- 一方で、単純平均は79.4%、100%以上の団体は約430(全国で2割程度)にとどまる。

### 経費回収率等の推移



出典:地方公営企業年鑑(総務省)をもとに作成

※公共下水道事業(特環、特公を含む)を対象としている。

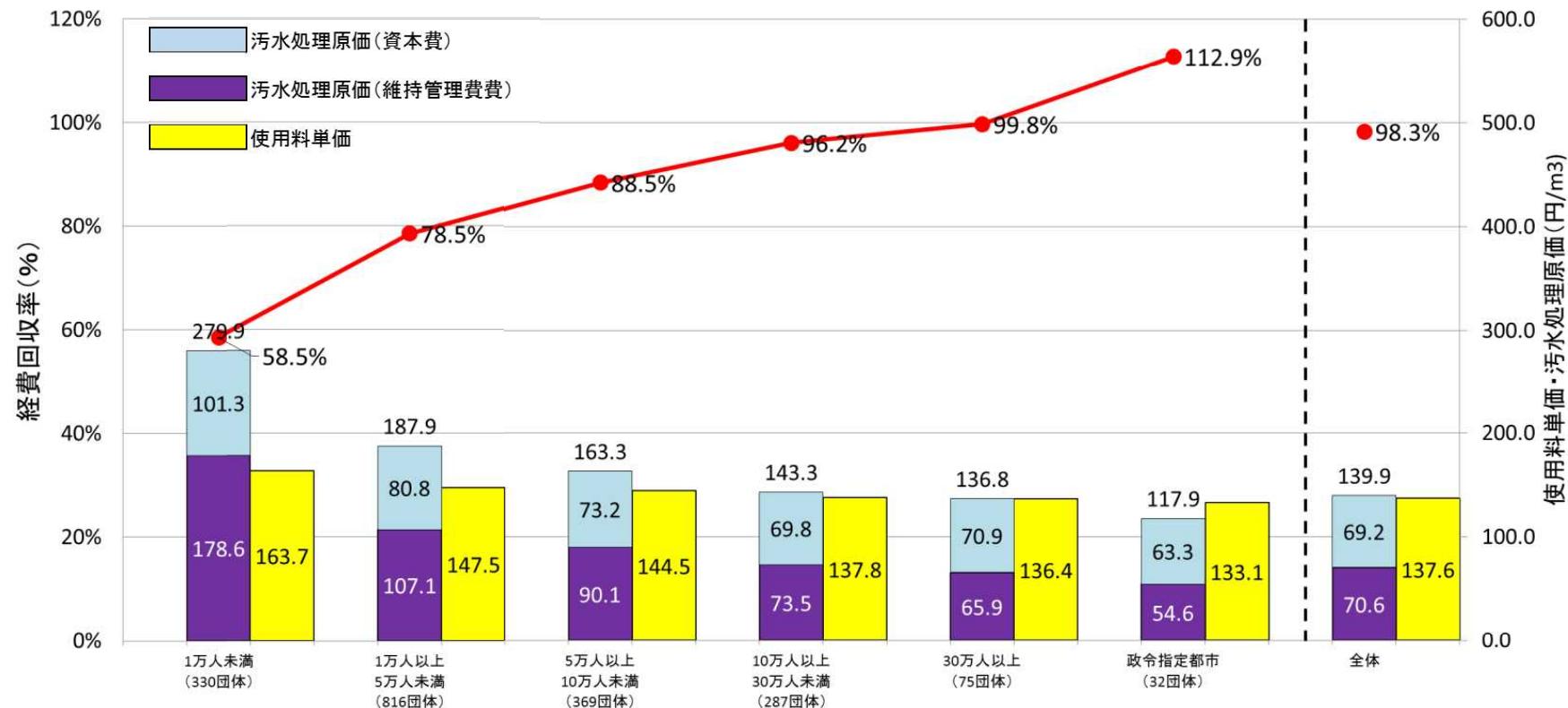
※平成26年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。

※グラフ中、経費回収率100%以上の団体数の( )内の数字は、全団体における割合を示している。

## (5) 都市規模別の経費回収率

○都市規模別に経営状況をみると、

- ・小規模団体ほど供用開始後経過年数が短い傾向にあり、事業の立ち上がり期においては処理区域全体が接続できる状態に至っていないため一般的に汚水処理原価が高く厳しい経営環境にある。
- ・このため、使用料水準については、小規模団体ほど高い傾向にあるものの、政令市以外は経費の全てを回収できていない状況。



出典: 平成28年度地方公営企業決算状況調査(総務省)をもとに作成

※公共下水道事業(特環、特公を含む)を対象。

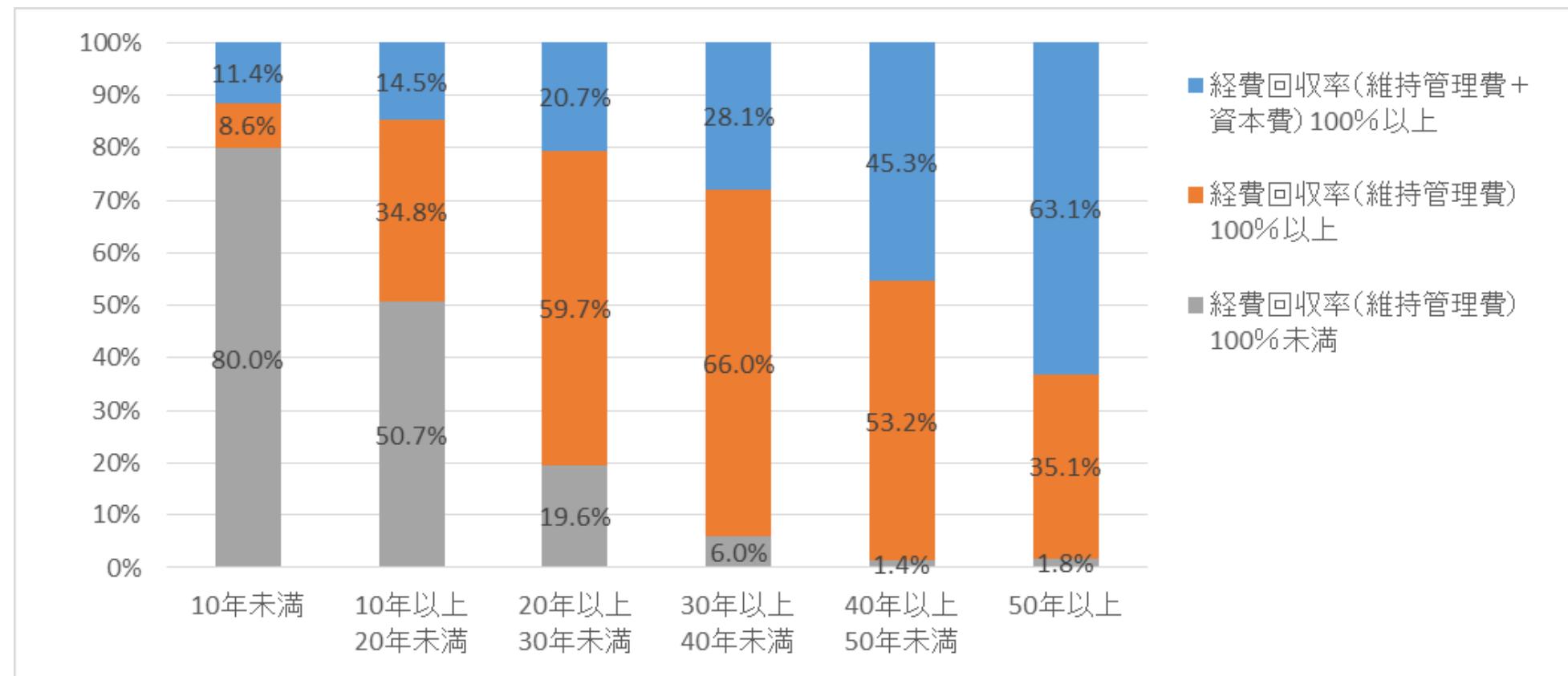
※各区分の団体数は延べ数である(未供用等を除く)、全国平均は未供用等を含んだ数字であり、各区分の合計とは合わない。

### 【各区分の平均供用開始後経過年数】

(年)

1万人未満	1万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	政令指定都市	全国平均
20	22	29	35	45	48	26.38

○多くの団体が、維持管理費分を回収できるのは供用開始後20年以上。



	10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上40年未満	40年以上50年未満	50年以上
経費回収率(維持管理費+資本費)100%以上	4	33	79	80	63	70
経費回収率(維持管理費)100%以上	3	79	228	188	74	39
経費回収率(維持管理費)100%未満	28	115	75	17	2	2
合計	35	227	382	285	139	111

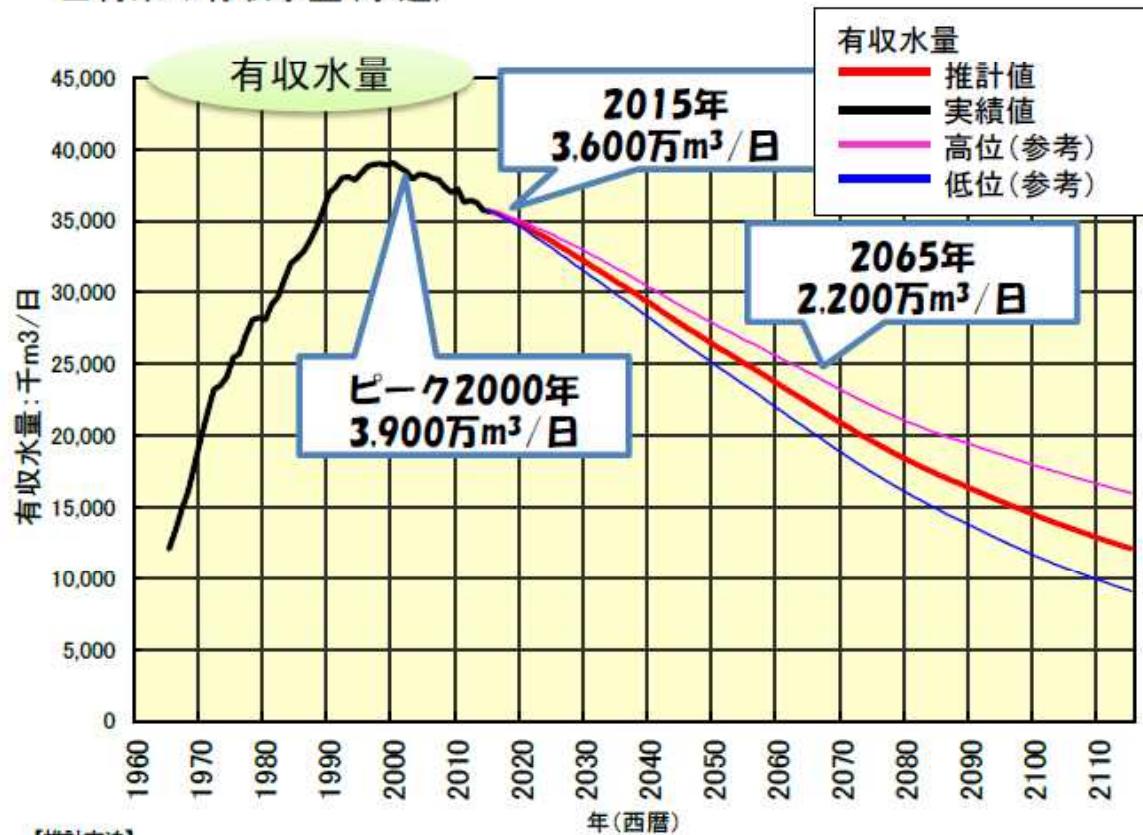
加重平均経費回収率	60%	69%	80%	91%	100%	109%
-----------	-----	-----	-----	-----	------	------

# 将来の需要水量(推計)

「下水道財政の在り方に関する研究会」(総務省)  
平成30年2月 資料抜粋

- 今後、人口減少等に伴い水道の有収水量(※)の減少が予測されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられる。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれる。
- 特に、小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大きいことが見込まれる。  
※各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

## ■ 将來の有収水量(水道)



### 【推計方法】

①給水人口：日本の将来推計人口（平成29年推計）に上水道普及率（H27実績94.4%）を乗じて算出した。

②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。

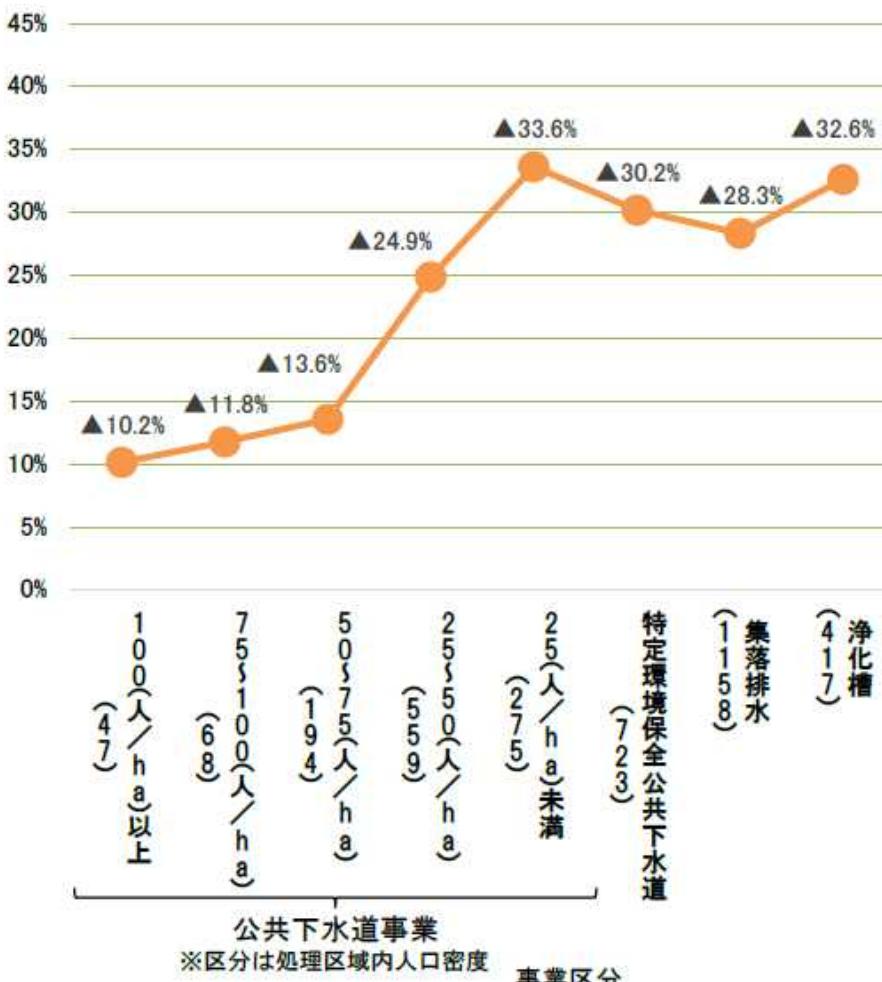
家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口

家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率(0.310)で設定した。

③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位（高位）、死亡高位仮定出生低位（低位）に変更した場合の推計結果である。

※ 厚生労働省作成資料を一部加工

## ■ 人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)

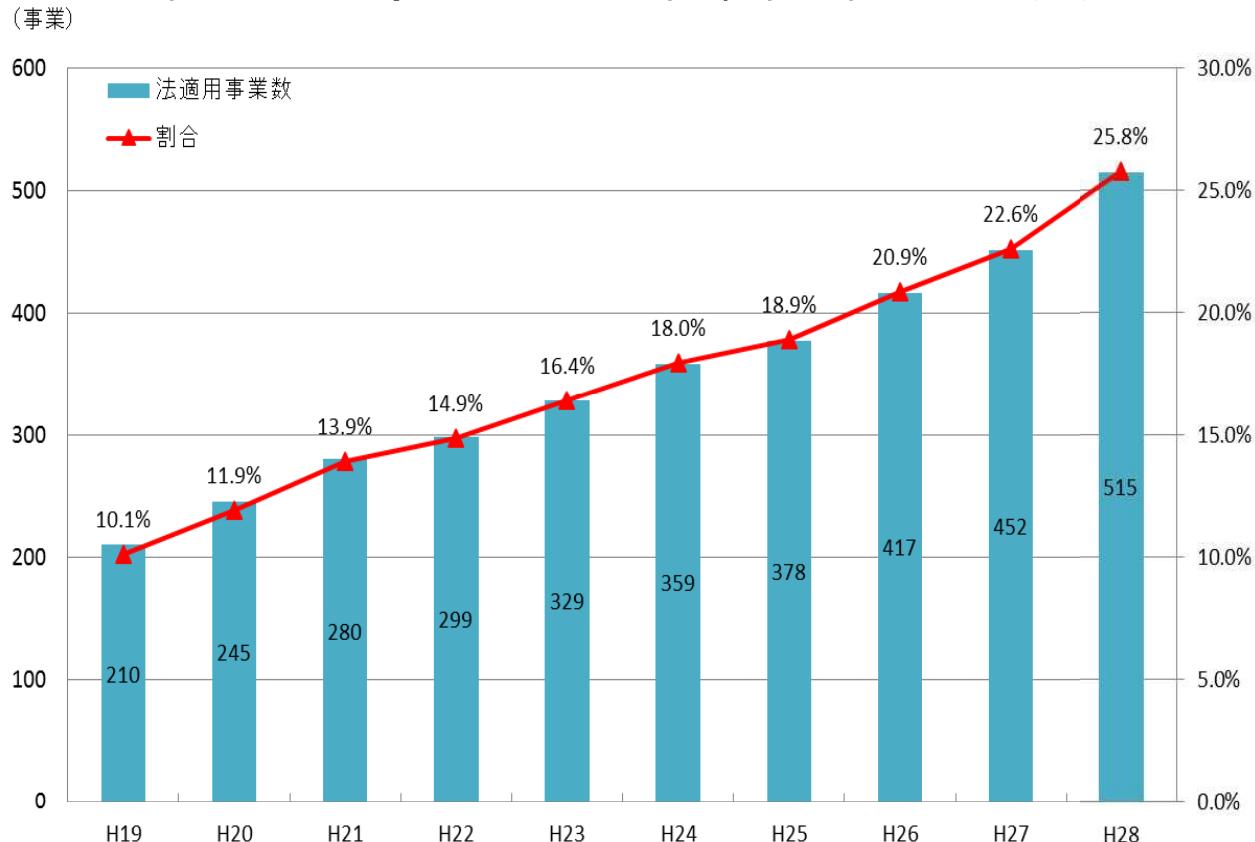


※2010年から2040年の人口減少率  
※減少率は各処理区域内人口密度区分内の団体の単純平均  
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)より総務省作成  
※括弧内は事業者数(福島県及び一部の事業者は推計人口のデータがないため除外)

## (6) 公営企業会計導入状況

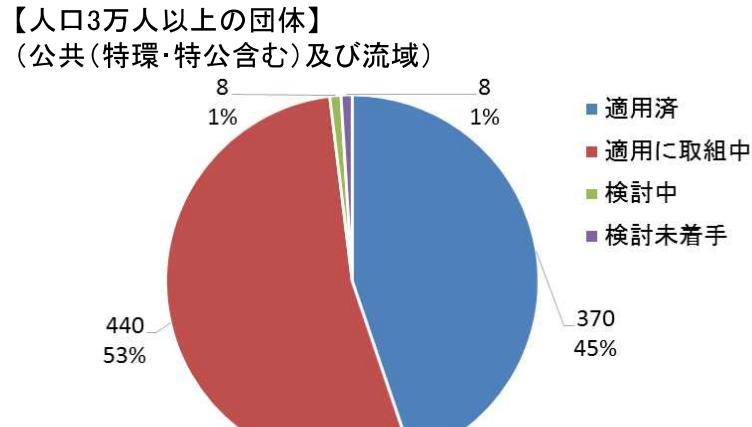
- 平成28年度末時点の公共下水道事業(特環、特公含む)及び流域下水道事業における法適用事業割合は25.8% (全1,997事業中515事業)となっており、官庁会計方式による経理を行っている事業が圧倒的に多いのが現状であるが、法適用事業の割合は上昇傾向にある。

公営企業会計導入状況(公共(特環・特公含む)及び流域)

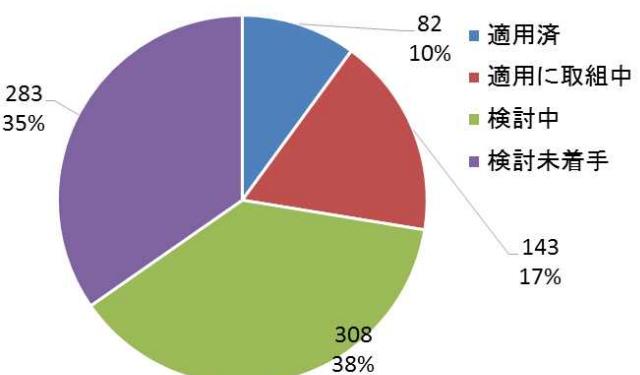


出典:地方公営企業年鑑(総務省)をもとに国土交通省作成

公営企業会計の適用状況  
(平成30年4月1日時点 総務省資料より)



※対象は公共(特公、特環を含む。)、流域  
【人口3万人未満の団体】  
(公共(特環・特公含む)、流域、集落排水等の下水道事業)



※対象は公共(特公、特環を含む。)、流域、集落排水等の下水道事業